

事務連絡
平成18年11月2日

地方厚生（支）局社会保険課長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課
課長補佐 馬場 芳 明

確定給付企業年金法施行規則第5条第1号の取扱いについて

確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号。以下「施行規則」という。）第5条第1号については、下記のとおり取扱うこととしたので、貴管下の規約型企業年金の事業主及び企業年金基金等への周知及び指導について遺漏なきようにされたい。

記

確定給付企業年金の給付の額を減額することを内容とする規約の変更をしようとするときは、確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号）第4条第2号により、当該給付減額に係る規約の変更を行わなければ「確定給付企業年金の事業の継続が困難となることその他の厚生労働省令で定める理由」が必要とされており、当該厚生労働省令で定める理由は、施行規則第5条に規定されている。

施行規則第5条第1号には、「確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること。」と規定されているが、これについては、労働協約又は就業規則その他これに準ずるもの（以下「労働協約等」という。）において、確定給付企業年金の給付を行うことが労働条件の一部となっており、当該労働条件の変更によりその給付水準を引き下げる必要がある場合に適用されるものである。

今後、施行規則第5条第1号を理由とする給付減額の規約変更に係る承認又は認可の申請にあたっては、以下の書類により施行規則第5条第1号の減額理由の該当の可否を審査することとする。

- ① 労働協約等により、確定給付企業年金の給付を行うことが労働条件の一部となっていることを証明する書類
- ② ①の労働条件が変更されることを証明する書類

なお、「厚生年金基金の設立認可について」（昭和41年9月27日付け年発第363号厚生省年金局長通知）別紙第3の7（1）アについても、上記と同様の取扱いであることに留意願いたい。

**〔参考〕 確定給付企業年金法施行規則第5条第1号の
減額理由に該当することを示す書類の例**

(ケース1) 退職金などの全部または一部の給付を確定給付企業年金の規約に基づき支給する内容の労働協約を締結しており、その内容について変更しようとする場合

- ① 退職金などの全部または一部の給付を確定給付企業年金の規約に基づき支給する内容の労働協約を締結したことを証明する書類
- ② ①で締結された給付内容を変更することについて労働協約を締結したことを証明する書類

(ケース2) 確定給付企業年金の給付内容が具体的に退職金規程に規定されており、その給付内容を変更する場合

- ① 確定給付企業年金の給付内容について具体的に規定された退職金規程
- ② ①で規定された給付内容について変更する退職金規程

(ケース3) 確定給付企業年金規約に基づいて確定給付企業年金の給付を行うことのみ退職金規程に規定されており、給付内容については全て確定給付企業年金規約に規定している場合に、退職金規程の改訂によりその給付内容を変更する場合

- ① 「退職金の給付については『〇〇企業年金基金規約』による。」と規定された退職金規程
- ② 変更しようとする給付内容を追加して規定した退職金規程

(ケース4) 確定給付企業年金規約に基づいて確定給付企業年金の給付を行うことのみ退職金規程に規定されており、給付内容については全て確定給付企業年金規約に規定している場合に、労働協約の締結によりその給付内容を変更する場合

- ① 「退職金の給付については『〇〇企業年金基金規約』による。」と規定された退職金規程
- ② 確定給付企業年金の給付内容を変更することについて労働協約を締結したことを証明する書類